第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び家事事件手続規則第四十六条の二
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	家事審判の手続の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	家事事件手続規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十六条の二第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	家事事件手続規則第四十六条第三項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	家事事件手続規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十六条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び家事事件手続規則第四十六条の四の規定